



議案第 五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月二十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年拾月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「八十円以内」を「八十九円（ただし、一回百八十リットル未満の場合
は、八百九十円とする。）」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。